

## 落札候補者に係る確認資料の提出について

### 1 確認資料等の提出について

「落札候補者通知書」を受領した者は、埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、一般競争入札参加資格等確認申請書、一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）及び確認資料の記載内容を証明するその他必要な資料（以下「添付資料」という。）を電子メール等により提出すること。

提出先：〒345-0025

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10

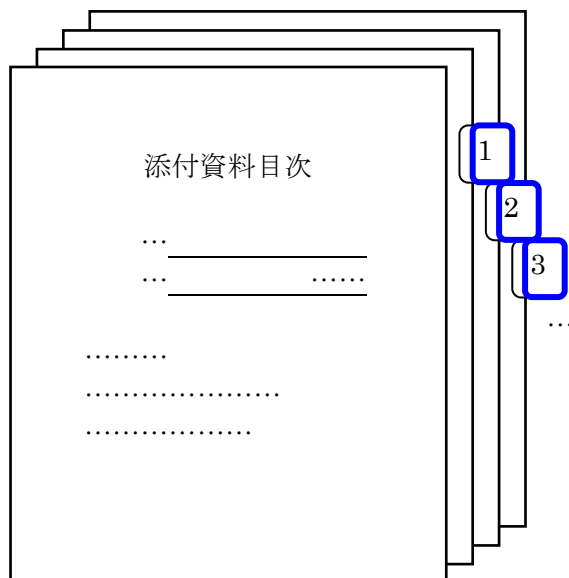
埼玉県東部環境管理事務所 地域環境担当

TEL 0480-34-4011

### 2 添付資料は、1 部作成し、添付資料目次の項目と同じ番号を記入したインデックスを付けて、添付資料目次から項目番号順にフラットファイルに綴ること。

また、フラットファイルの表紙及び背に工事名及び企業名を記入すること。

（フラットファイルの中身）



## 添 付 資 料 目 次

工 事 名 : \_\_\_\_\_

商号又は名称 : \_\_\_\_\_

| idx | 提出書類                                                    |                                          | 左欄資料に代わるもの               |
|-----|---------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------|
| 1   | 一般競争入札参加資格等確認申請書<br>(様式第4号)                             |                                          |                          |
| 2   | 一般競争入札参加資格等確認資料<br>(様式第6号)                              |                                          |                          |
| 3   | 建設業許可申請書表紙の写し<br>添付書類の専任技術者証明書の写し<br>(配置予定技術者の非専任証明)    | 自治体収受印があるもの<br>申請時一覧＋現在までに<br>変更更新したもの全て |                          |
| 4   | 建設業許可の通知書の写し又は証明書                                       | 申請日現在有効なもの                               | 更新前の通知書＋自治体<br>収受印がある申請書 |
| 5   | 経営事項審査に係る総合評定値通知<br>書の写し<br>競争入札参加資格審査結果通知書の<br>写し(埼玉県) | 開札日の1年7月前の日<br>以降の通知書                    | 申請日現在有効な結果通<br>知書＋現在の申請書 |
| 6   | 公告文11「施工実績」が確認で<br>きる書類                                 | 竣工カルテ受領書の写し<br>条件の語句・数値が確認<br>できる仕様書・図面等 | 施工証明書                    |
| 7   | 公告文11「配置予定の技術者」の<br>「資格」を証明する書類                         | 合格証明書等の写し<br>監理技術者資格証(表裏)<br>講習修了証(表)各写し | 実務経験証明書                  |
| 8   | 配置予定技術者の3ヶ月以上の恒常<br>的な雇用関係を証明する書類                       | 監理技術者資格者証の写し<br>【上欄で提出している場合<br>は添付不要】   | 住民税特別徴収税額通知<br>書の写し等     |
| 9   | 公告文11「配置予定の技術者」の<br>「経験」が確認できる書類                        | 竣工カルテ受領書の写し<br>条件の語句・数値が確認<br>できる仕様書・図面等 | 従事証明書                    |
| 10  | 「社会保険等の加入に係る書類」<br>誓約書(第11号若しくは第12号)                    | 全て加入している(第11号)<br>一部適用除外(第12号)           |                          |
| 11  | 「同族企業の参加を確認する書類」<br>資本関係又は人的関係確認書                       |                                          |                          |
| 12  | 「設計業務等受託者との関係を確認<br>する書類」<br>設計業務等受託者との関係申出書            |                                          |                          |

※上記9：公告文に条件として求めている場合、書類の提出は不要。

※上記10：経営事項審査時以降に保険の加入状況が変わっている場合は、別紙「健康保険、  
厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を提出すること